競技規定

第1条 競技場

競技場は平坦な1辺が8mの正方形とする。

第2条服装

審判員、監督、競技者の服装は次のとおりとする。 〈審判員〉

- (1) 黒、紺系のブレザー
- (2) 半袖シャツ・・・白色
- (3) ズボン・・・・グレー系
- (4) ネクタイ・・・指定のネクタイ
- (5) 靴・・・・・・黒色の体育館専用靴

〈監督〉

- (1) 上下「白色」の空手着とする。但し、現在使用しているカラーは認める。
- (2) 女子の場合は、空手着の下から「白色」または、空手着と同色無地のインナーを着用する。 但し、男子は認めない。
- (3) 全てのアクセサリー等の着用は禁ずる。ただし髪を結ぶ為の控えめな色のゴムは認める。
- (4) 空手着の袖、裾を縫い止めしないでまくりあげることを禁ずる。
- (5) 空手着の袖の長さは手首から肘の間とし、裾の長さは足首から膝の間とする。

〈競技者〉

- (1) 上下「白色」の空手着とする。但し、現在使用しているカラーは認める。
- (2) 女子の場合は、空手着の下から「白色」または、空手着と同色無地のインナーを着用する。 但し、男子は認めない。
- (3) 眼鏡の使用は認めるが、落下防止の処置をすること。但し、競技中、落下した場合は、直ちに競技を中止し失格とみなす。
- (4) 全てのアクセサリー等の着用は禁ずる。ただし髪を結ぶ為の控えめな色のゴムは認める。
- (5) 空手着の袖、裾を縫い止めしないでまくりあげることを禁ずる。
- (6) 空手着の袖の長さは手首から肘の間とし、裾の長さは足首から膝の間とする。

第3条 競技種目

- (1) 型競技とし、種目は棒・サイ・トゥンファーとする。 ※小学生・中学生の部は 棒のみとし、少年の部は 棒、サイのみとする。
- (2) 年齢区分は以下のとおりとする。※2023 年 4 月 1 日現在の年齢とする。

少年少女 ・・・・・ 8歳 ~ 9歳 (小学3・4年生) 少年 I、少女 I ・・・・ 10歳 ~ 11歳 (小学5・6年生)

少年 II、少女 II ・・・・・ 1 2 歳 ~ 1 4 歳 (中学生)

少年・・・・・ 15歳 ~ 17歳成年I・・・・・ 18歳 ~ 39歳成年II・・・・・ 40歳 ~ 49歳シニア・・・・ 50歳 ~ 59歳マスター・・・・ 60歳以上

第4条 競技方法(小学生、中学生の部)

- (1) 競技方法は採点競技とする。
- (2) 武具の長さ、重量、形状及び材質は次のとおりとする。

棒 長さ = 男女ともに6尺 (180 c m) 以上、又は身長から+10 cm以上とする。

重量 = 小学生 制限無し

中学生 男女共に 750g以上

形状 = 丸棒

材質 = 小学生 木類 (竹を除く)

中学生樫、ビワ、ヒッコリー(くるみ)等

- (3) 形競技は、沖縄伝統古武道の型とし伝承されてきた下記の表で指定する型の中から選択する。
- (4) 棒は、当日会場にて計量、計測を行う。

第5条 競技方法(少年、成年Ⅰ・Ⅱ、シニア、マスターの部)

- (1) 競技方法は採点競技とする。
- (2) 武具の長さ、重量、形状及び材質は次のとおりとする。

棒 長さ = 男女ともに6尺 (180 c m) 以上、又は身長から+10 cm以上とする。

重量 = 男子 900g以上 女子 800g以上 少年 800g以上

形状 = 丸棒

材質 = 樫、ビワ、ヒッコリー(くるみ)等

サイ 長さ = 男女ともにおおむね肘程度またはそれ以上とする。

重量 = 男子 650g以上 女子 550g以上 少年 550g以上

形状 = 伝統的な形状

材質 = 鉄製及びステンレス製 (メッキ可)

トゥンファー

長さ = 男女ともにおおむね肘程度またはそれ以上とする。

重量 = 男子 400g以上 女子 300g以上

形状 = 伝統的な形状

材質 = 樫

- (3) サイの競技中、サイを投げたり、床に突き刺す等の行為は禁ずる。
- (4) 型競技は、沖縄伝統古武道の型とし伝承されてきた下記の表で指定する型の中から選択する。
- (5) 棒、サイ及びトゥンファーは、当日会場にて計量、計測を行う。

第6条 審判団・競技委員の構成

審判団の構成は監査1人、主審1人、副審は、1 コートにつき予選は4人、決勝は4人または6人とする。

競技委員の構成は1コートにつき監査、選手係、得点表示係、コール係、計算係、記録係を置く。

第7条 演武開始及び終了

演武開始時は、コート外の所定の位置で一礼をし、コート内に進み、演武位置にて「礼」をし、 型名を呼称し演武する。

演武終了の方法は、コート内での演武が終了したら「礼」をし、コート外の所定の位置で 待機して、得点を待つこととする。

第8条採点

採点の表示方法と加点方法は次のとおりとする。

- (1) 審判団は採点表示をするとき、その表示板を主審の合図にて右手で前方45度上に真直ぐに伸ばして行う。
- (2) 得点の加点方法は、最高採点と最低採点は削除される。
- (3) 同点が生じた場合(2) で削除された最低採点を加算し判定する。 なお、それでも同点の場合(2) で削除された最高採点をさらに加点し判定する。 それでも同点の場合は、直前に行った別の型を演武して判定する。 それでも同点の場合は、審判団の判定で決定する。

第9条 判定の基準

評価は9点満点とし減点方法を用いて行い、型の評価基準は次のとおりとする。

(1) 採点基準

予 選 (7.00~8.00) 決 勝 (8.00~9.00) 但し、小数点以下第2位の表記は0.05のみを使用する。

- (2) 禁止
 - ① 指定以外の空手着を着用したとき。
 - ② 型の演武中に型を放棄したとき。
 - ③ 型を甚だしく改造したとき。
 - ④ 型名を呼称しないで演武したとき。
 - ⑤ 申告した型以外の型を演武したとき。

(3) 失格

- ① 審判員の指示に従わないとき。
- ② 武具を落としたとき。
- ③ 武具が破損したとき。
- ④ 不正行為、禁止行為のあったとき。

(4) 減点(0.1~0.5)

- ① 演武がコート外に出た場合。
- ②明らかに型を忘れたと思われた状態のとき。
- ③ 武具が手から離れたとき。
- ④ 打ち、突き、貫き、受けの際に上段中断下段の区別がはっきりしないとき。
- ⑤ 着眼、気合、気迫などが不十分なとき。
- ⑥ 武具が床に触れたとき。(構えの時は除く)
- ⑦ 明らかにオーバーアクションと思われたとき (誇張動作)

小学生の部 古武道 型名 次の表の中から選ぶものとする。

小学生の部 (棒のみ)

1	大城の棍	6	公望の棍	
2	朝雲の棍	7	カッシン棒	
3	周氏の棍	8	佐久川の棍 (小)	
4	周氏の棍(小)	9	カーティンの棍	
5	徳嶺の棍	·		

中学生の部 古武道 型名 次の表の中から選ぶものとする。

中学生の部 (棒のみ)

1	大城の棍	6	公望の棍	
2	朝雲の棍	7	カッシン棒	
3	周氏の棍	8	佐久川の棍	
4	周氏の棍 (小)	9	佐久川の棍 (小)	
5	徳嶺の棍	10	カーティンの棍	

少年の部 古武道 型名 次の表の中から選ぶものとする。

少年の部 (棒、サイのみ)

棒の部

1	大城の棍	6	公望の棍	
2	朝雲の棍	7	カッシン棒	
3	周氏の棍	8	佐久川の棍	
4	周氏の棍(小)	9	佐久川の棍(小)	
5	徳嶺の棍	10	カーティンの棍	

サイの部

1	津堅志多伯のサイ	6	石川小のサイ	
2	北谷屋良のサイ	7	二丁サイ	
3	サイ(1)	8	千原のサイ	
4	サイ(2)			
5	サイ(3)			

成年Ⅰ・Ⅱ・シニア・マスターの部 古武道 型名 次の表の中から選ぶものとする。

棒の部

1	周氏の棍	11	米川の棍 21 津堅大棍		津堅大棍
2	周氏の棍(小)	12	北谷屋良の棍 22 ルーファの棍		ルーファの棍
3	周氏の棍 (大)	13	知念志喜屋仲の棍 23 白松の棍		白松の棍
4	佐久川の棍	14	瀬底の棍	24 白太郎の棍	
5	佐久川の棍 (小)	15	添石の棍	25 公望の棍	
6	佐久川の棍 (大)	16	白樽の棍	26	カーティンの棍
7	徳嶺の棍	17	祝嶺の棍	27	朝雲の棍
8	趙氏の棍	18	津堅砂掛けの棍	28 八双の棍	
9	浦添の棍	19	大城の棍 29 大屯棒		大屯棒
10	津堅棒	20	0 津堅の棍 30 カッシン棒		カッシン棒

サイの部

1	津堅志多伯のサイ	7	屋嘉阿のサイ	13	石川小のサイ
2	北谷屋良のサイ	8	サイ (1)	14	千原之サイ
3	浜比嘉のサイ	9	サイ (2)	15	二丁サイ
4	繁多川幸良小のサイ	10	サイ (3)	16	三丁サイ
5	多和田のサイ	11	ウフチクのサイ		
6	湖城のサイ	12	渡久山のサイ		

トゥンファーの部

	• •		
1	トゥンファー術	5	トゥンファー (1)
2	當間のトゥンファー	6	トゥンファー (2)
3	浜比嘉のトゥンファー	7	トゥンファー (3)
4	屋良小のトゥンファー		